

非開示希望申出について

横浜家庭裁判所後見係

ある情報を特定の方に知られると社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがある（例：本人の住居所を特定の方に知られると本人に危害が加えられるおそれがある。）など、特に必要があって、非開示とすることを希望する情報（特定の方に知られてはいけない情報やその情報を推知させる情報。以下、「非開示希望情報」といいます。）がある場合には、次の方法で裁判所に書類を提出してください。



例えばこんな書面のこんな情報・・・

申立書、事務報告書、通帳のコピー、財産目録、領収書などに記載された、

- ・ 本人の住所、居所、勤務先
（知られてはいけない情報）
- ・ 本人の住所・居所・勤務先の周辺で普段利用している施設、店舗の名称など
（知られてはいけない情報を推知させる情報）

1 非開示希望情報が記載された書面を提出する必要がない場合

不必要に裁判所にその書面を提出しないようにしてください。

2 非開示希望情報が記載された書面を提出する必要がある場合

非開示希望情報部分をマスキング（黒塗り）してコピーした書面を提出するか、非開示希望情報を抽象化して記載したものを提出してください。

3 非開示希望情報が記載された書面を提出する必要がある場合で、上記2の処理ができない場合

上記2の方法で非開示希望情報をマスキング（黒塗り）したり抽象化して記載することができない書面を提出する場合は、裏面の「非開示希望申出」をしてください。

非開示希望申出の方法

次の①から③の書類をご提出ください。

- ① 非開示の希望に関する申出書
(書式は後見係にご用意しているほか、横浜家裁HPにも掲載しています。)
- ② 非開示希望情報が記載された書面(提出する書面の原本)
・・・非開示希望情報を朱書きで囲むなどして、希望の対象・範囲を具体的に特定してください。
- ③ ②の非開示希望情報をマスキング(黒塗り)した書面

※ マスキング漏れ等のないよう、提出前によくご確認ください。

※ 非開示希望情報が記載されている書面ごとに上記①から③の書類をご準備いただき、申出を行う必要があります。

《ご注意ください》

- 1 非開示の希望がある場合は、非開示希望申出をしてください。本申出がされていない書面は、非開示の希望がないものとして取り扱われ、当事者や利害関係人による記録の閲覧・謄写(記録を見たりコピーしたりすること)の対象となる可能性があります。
- 2 非開示の希望を申し出た場合でも、裁判官の判断によっては、当事者や利害関係人からの閲覧・謄写の許可の申立てが許可され、非開示希望情報等が記載された書面の閲覧・謄写が行われる可能性があります。
- 3 書面を裁判所に提出する場合には、その都度、当該書面に非開示希望情報が記載されていないか、提出者が責任をもって確認してください。
- 4 非開示希望申出を行う際には、非開示とすることを希望する情報、非開示の対象としたい相手方及びその理由について検討し、どの情報が非開示希望情報にあたるかを明確にしてください。特に、「特定の方に知られてはいけない情報を推知させる情報」については、申出人においてきちんと特定してください。特定が不十分な場合、非開示希望があったものとして取り扱われない可能性があります。
また、申出後、裁判所からの指示に応じない場合にも、同様に非開示希望があったものとして取り扱われない可能性があります。
- 5 本申出後、連絡先に変更があった場合には、**必ず**裁判所にご連絡ください。
- 6 本申出の内容は、原則として、後見人等(後見人、保佐人、補助人、監督人等)にお伝えすることになります。

～当事者間秘匿制度について～

令和5年2月20日施行の「民事訴訟法等の一部を改正する法律」により、「当事者間秘匿制度」という新しい制度ができました(家事事件手続法38条の2、民事訴訟法133条)。

同制度は、申立人又はその法定代理人を特定する情報が本人等に知られることで、社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがあるときに、申立てにより、裁判所が秘匿の決定を行う手続です。秘匿の対象となる情報は、申立人又はその法定代理人を特定する情報(住所・氏名・本籍等)に限られます。

同制度についてお知りになりたい場合は、裁判所までお問い合わせください。